

令和5年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 令和5年11月29日（水）
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和5年11月29日 午前10時50分 委員長宣告

4. 協議事項

- 1 請願審査のための請願者の参考人招致について
請願第3号 小中学校の給食費無償化を求める請願書
- 2 その他
(1) スマイリングルームの視察について

5. 出席委員（7名）

| | | | |
|-----|-------|------|------|
| 委員長 | 川合敏己 | 副委員長 | 渡辺仁美 |
| 委員 | 林則夫 | 委員 | 富田牧子 |
| 委員 | 松尾和樹 | 委員 | 田口豊和 |
| 委員 | 酒向さやか | | |

6. 欠席委員 なし

7. 職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 杉山尚示 | 議会総務課長 | 佐藤一洋 |
| 議会事務局書記 | 宮崎卓也 | 議会事務局書記 | 今枝明日香 |

○委員長（川合敏己君） ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

今回の協議事項は、本日の本会議で教育福祉委員会に付託となりました請願第3号 小中学校の給食費無償化を求める請願書の審査のため、参考人招致をして意見を聞くかどうかを議題としたいと思います。

可児市議会基本条例第6条第4項におきまして、議会は請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議においては必要に応じて請願及び陳情した者の意見を聞く機会を設けるよう努めなければならないと定めております。こういったことが基本条例には書かれております。

それでは、今回提出された請願について、請願者を参考人として招致して、意見を求めるかどうか決定をしたいと思います。ぜひ御意見をお願いいたします。

今回の請願は、至ってシンプルと言いますか、分かりやすい。富田議員が本会議場で説明がなされております。そんな中で、さらに参考人のほうから招致して意見を聞く必要があるかどうか。そんな感じでちょっと考えていただけると。実際、署名が2,849あるという説明もございました。これは、国に対して要望書を出してくれという請願の中の1と2両方のことに対する署名ですね。どうでしょうか。

○副委員長（渡辺仁美君） 当然に義務でありますし、その請願の趣旨説明は来ていただいて、受ける必要があると思います。参考人招致をしていただきたいと思います。

○委員長（川合敏己君） ほかに御意見ございますか。

○委員（林 則夫君） 参考人招致は、費用弁償は伴ったかなあ。

○委員長（川合敏己君） その都度協議が必要です。

○委員（林 則夫君） 証人喚問の場合には何か必要やったかなあ。昔証人喚問をやったことあるけど、今はそうでもない。

富田議員がおられるもんだから、話はよく通じると思いますので、わざわざ御足労かける必要もないかと思いますが。

○委員長（川合敏己君） ほかに御意見ございますか。

〔挙手する者なし〕

私の意見としては、委員会の中で来ていただく必要があるかどうかということをお聞きしてありますので、本当に分かりやすい請願だったと思います、内容を見ると。それから、富田議員からはそれに補足した形で説明を聞いております。それ以上に何か請願者から意見を聞きたいということであれば、やっぱり参考人招致として呼ぶべきでしょうし、そこまでする必要もないんじゃないかと。内容を見れば理解ができるということであれば、特に無理して呼ぶ必要もないとは思いますが。なので、そういう視点で結構ですので。

どうでしょう、御意見を。

○委員（田口豊和君） しきたりみたいなことだったんで、どうすべきかというふうに思ったんですけど、今の話を聞いた上でであれば、無理して呼ばなくてもいいのかなと僕も思いま

した。以上です。

○委員（松尾和樹君） 私も田口委員と同様です。

○委員（酒向さやか君） 私もこの請願の内容を読んで、内容がすごくはっきりされているので、特に改めてお話を伺うこともないかなと思います。以上です。

○委員長（川合敏己君） 副委員長のほうからは、議会基本条例に基づいてという中での御意見だったように思いますが、ちょっと体制が、そこまでのもう少し細かく説明をいただかないといけないという内容でも今回はないところがございますので、もし副委員長の合意が取れば、参考人招致なしで決を採って。

○副委員長（渡辺仁美君） 確かに説明は十分尽くしていただいたし、私たちが当然考えるべき案件というふうで、委員としては十分存じ上げていますけれども、国への要望と市への要望の2つに分かれているような気がして、そこら辺の詳細についてを改めて聞く必要はないのかなあと、こんなふうにも思いましたんで。もちろん先ほど委員長がおっしゃってくださった、我々の請願者を招致するというのは緩い義務でもあるのでということではありますけれども、その詳細の説明は富田委員にお尋ねすればいいということではよろしいですかね。その点だけです。

○委員長（川合敏己君） 先ほどの本会議場での説明の中では、たしか市に対してのものと国に対してというような、私はそういう記憶が残っておりましたけれども、なのでそういったところも説明が一応なされてはおります。もし不明な点があれば、紹介議員が委員内にいますので、協議する中で意見を伺うことも可能かと思っておりますので、それでよろしいですかね。

それでは、請願第3号 小中学校の給食費無償化を求める請願の審査のために参考人を招致することについて採決をいたします。

委員会として参考人を招致しないことに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、異議なしと認めまして、請願者を参考人として招致しないことに決定をいたしました。

次に、協議題2ですが、本日午後2時からスマイリングルームの視察を行います。総合会館の教育研究所に5分前に現地集合でお願いいたします。総合会館の1階の奥のほうにありますので、よろしくお願いたします。

そのほか、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようでございますので、本日の教育福祉委員会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午前10時59分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年11月29日

可児市教育福祉委員会委員長